

令和8年度優良リサイクル製品導入促進事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 県は、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、県内企業等の愛媛県資源循環優良モデル認定制度において優良モデル認定を受けた優良リサイクル製品（以下「スゴeco製品」という。）の新規導入に要する経費に対し、予算の範囲内で令和8年度優良リサイクル製品導入促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、県内の廃棄物等の3R活動及び環境ビジネスを推進し、循環型社会の構築を図る。

(補助対象事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、次の（1）から（5）に掲げる要件をいずれも満たす者とする。

- （1）県内に本社や事業所等を置き、スゴeco製品を新たに導入する企業等であること。
- （2）企業等とは、法人、法人格のない任意団体等（人格なき社団等）、個人事業主をいう。
- （3）県税に未納がないこと。
- （4）愛媛県暴力団排除条例（平成22年3月26日条例第24号）に規定する暴力団若しくは暴力団員等又はこれらの者が役員である法人でないこと。
- （5）事業成果検証のためのヒアリング及び事例公表等に協力すること。

(補助対象経費等)

第3条 補助対象経費は、別表1のとおりとする。

- 2 補助率は、補助対象経費の2分の1以内とする。
- 3 補助上限額は、補助対象事業者毎に300千円、スゴeco製品毎に300千円とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 知事は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と

認めるときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、速やかに補助対象事業者へ通知するものとする。

(補助事業の変更承認申請)

第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ補助事業変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、軽微な変更は除く。
- (2) 費目ごとの補助金額に変更が生じるとき。

(補助事業の中止及び廃止)

第7条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業完了後速やかに、補助事業実績報告書（様式第4号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第9条 知事は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金精算払請求書（様式第5号）を、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 知事は、前条に規定する精算払請求書を受理した日から起算して30日以内に、補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第12条 知事は、前条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めるときは、補助金の一部又は全部を概算払することがある。

- 2 補助事業者は、概算払の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第6号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（財産の管理）

- 第13条 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）のうち、規則第22条第2項第4号に規定する財産は、取得価格又は効用の増加価格の単価が50万円を超える機械及び重要な器具とする。
- 2 規則第22条第2項ただし書に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。
 - 3 補助事業者は、前項に規定する期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - 4 知事の承認を受けて取得財産等を処分することにより、収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

（関係書類の保管）

- 第14条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月17日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、第10条から第14条までの規定は、同日後においても、なお、その効力を有する。

別表1（第3条関係）

区 分	費 目	内 容
補助対象経費	需用費	スゴeco製品の購入に要する経費
	備品購入費	スゴeco製品のうち、性質及び形状を変えることなく、長期間使用できる物品であって、取得価格が5万円以上のものの購入に要する経費
	運搬に要する経費	スゴeco製品の購入に当たって必要な運搬に要する経費（商品代金に含まれない場合に限る。） ただし、補助対象事業者が自ら運搬する場合は除く。
	工事に要する経費	スゴeco製品の導入に当たって必要な工事に要する経費

ただし、本補助事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類（領収書等）によって金額等が確認できるもののみを補助対象経費とする。（いずれも消費税及び地方消費税を除く。）

様式第1号（第4条関係）

令和8年度優良リサイクル製品導入促進事業費補助金交付申請書

第 号
年 月 日

愛媛県知事 様

住所

事業者名

代表者職氏名

⑩

令和8年度優良リサイクル製品導入促進事業を下記のとおり実施したいので、令和8年度優良リサイクル製品導入促進事業費補助金交付要綱第4条の規定により、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の名称（新規導入するスゴeco製品名等）
- 2 事業実施計画書（別紙1のとおり）
- 3 収支予算書（別紙2のとおり）

※押印を省略する場合のみ記入してください。

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

別紙 1

事業実施計画書

スゴ eco 製品名	
認定事業者名 (製品の販売者)	
導入予定時期	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
導入予定場所	(所在地) (施設名等)
事業の目的 (主な使用目的等)	
導入する数量	
事業の実施スケジュール ※複数回に分けて導入する場合や工事等を伴う場合には、詳細を記載してください。	
その他 ※スゴ eco 製品を導入することで期待される効果等があれば記載してください。	

別紙 2

収 支 予 算 書

(1) 収入の部

区 分	予 算 額 (円)	摘 要
県 補 助 金		
自 己 資 金		
計		

(注) 補助対象経費には、当該経費に係る消費税及び地方消費税相当額は含めないこと。
 県補助金額は、千円未満を切り捨てること。

(2) 支出の部

スゴ eco 製品名	費 目	予 算 額 (円)	摘 要
小 計			
小 計			
総 計			

様式第2号（第6条関係）

令和8年度優良リサイクル製品導入促進事業変更承認申請書

第 号
年 月 日

愛媛県知事 様

住所

事業者名

代表者職氏名

㊞

年 月 日付け愛媛県指令 循第 号で補助金交付決定の通知があった令和8年度優良リサイクル製品導入促進事業を下記のとおり変更したいので、令和8年度優良リサイクル製品導入促進事業費補助金交付要綱第6条の規定により、その承認を申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

3 補助金交付変更額

既交付決定額 金 円也

変更承認申請額 金 円也

差引増減額 金 円也

4 事業実施計画書（別紙1のとおり）

5 収支予算書（別紙2のとおり）

（注）4～5は、様式第1号に準ずるものとし、変更前、変更後が分かるように作成すること。

※押印を省略する場合のみ記入してください。

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

様式第3号（第7条関係）

令和8年度優良リサイクル製品導入促進事業中止（廃止）承認申請書

第 号
年 月 日

愛媛県知事 様

住所

事業者名

代表者職氏名

印

年 月 日付け愛媛県指令 循第 号で補助金交付決定の通知があった令和8年度優良リサイクル製品導入促進事業を中止（廃止）したいので、令和8年度優良リサイクル製品導入促進事業費補助金交付要綱第7条の規定により、その承認を申請します。

記

1 事業中止（廃止）の理由

2 中止の期間（廃止の時期）

※押印を省略する場合のみ記入してください。

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

様式第4号（第8条関係）

令和8年度優良リサイクル製品導入促進事業実績報告書

第 号
年 月 日

愛媛県知事 様

住所

事業者名

代表者職氏名

㊟

年 月 日付け愛媛県指令 循第 号で補助金交付決定の通知があった令和8年度優良リサイクル製品導入促進事業の実績について、令和8年度優良リサイクル製品導入促進事業費補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業の名称（新規導入するスゴeco製品名等）
- 2 事業の実績（別紙1のとおり）
- 3 収支決算書（別紙2のとおり）

※押印を省略する場合のみ記入してください。

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

別紙 1

事業の実績

スゴeco 製品名	
認定事業者名 (製品の販売者)	
導入時期	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
導入場所	(所在地) (施設名等)
導入した数量	
1 実施事業の内容及び結果	
2 スゴeco製品を導入したことにより得た効果等	
3 事業結果を踏まえた今後の導入予定	
4 その他	

別紙 2

収 支 決 算 書

(1) 収入の部

区 分	決 算 額 (円)	摘 要
県 補 助 金		
自 己 資 金		
計		

(注) 補助対象経費には、当該経費に係る消費税及び地方消費税相当額は含めないこと。
県補助金額は、千円未満を切り捨てること。

(2) 支出の部

スゴ eco 製品名	費 目	決 算 額 (円)	摘 要
小 計			
小 計			
総 計			

様式第 5 号 (第10条関係)

令和 8 年度優良リサイクル製品導入促進事業費補助金精算払請求書

第 号
年 月 日

愛媛県知事 様

住所

事業者名

代表者職氏名

㊟

年 月 日付け愛媛県指令 循第 号で補助金交付決定の通知があった令和 8 年度優良リサイクル製品導入促進事業費補助金について、令和 8 年度優良リサイクル製品導入促進事業費補助金交付要綱第 10 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

一金 円也

内訳	交付決定通知額	金	円也
	概算払受領済額	金	円也
	今回請求額	金	円也

※押印を省略する場合のみ記入してください。

本件責任者(職氏名・連絡先)	
担当者(職氏名・連絡先)	

様式第6号（第12条関係）

令和8年度優良リサイクル製品導入促進事業費補助金概算払請求書

第 号
年 月 日

愛媛県知事 様

住所
事業者名
代表者職氏名 ⑩

年 月 日付け愛媛県指令 循第 号で補助金交付決定の通知があった令和8年度優良リサイクル製品導入促進事業費補助金について、令和8年度優良リサイクル製品導入促進事業費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

一金 円也

内訳	交付決定通知額	金	円也
	概算払受領済額	金	円也
	今回請求額	金	円也
	残	金	円也

※押印を省略する場合のみ記入してください。

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	